

倉吉市上下水道局告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業変更認可に関する図書の送付を受けたため、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）